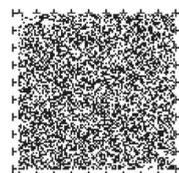


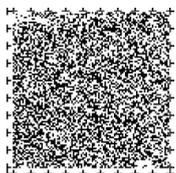


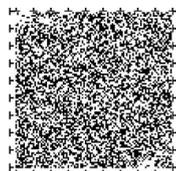
鳥取市バリアフリー基本構想

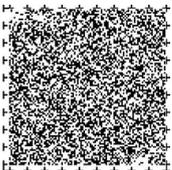


令和7年3月
鳥取市









はじめに

本市では、少子高齢化や人口減少が進む現代社会においても、すべての市民が安全で快適に生活できるまちづくりを目指し、積極的に取り組みを進めています。

令和2年の改正バリアフリー法では、高齢者や障がい者等の方々が自立した日常生活や社会生活を確保することの重要性が示され、公共交通機関や公共施設のみならず、商業施設や宿泊施設などのバリアフリー化が求められています。

こうした背景を踏まえ、本市では、令和5年3月に「鳥取市バリアフリーマスタープラン」を策定し、全市的なバリアフリー化の基本方針を示すことで、広く考えを共有しました。そしてこの度、より具体的にバリアフリー施策を推進するため、「鳥取市バリアフリー基本構想」を策定する運びとなりました。

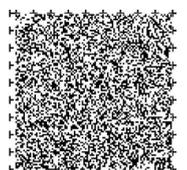
本基本構想では、バリアフリーの概念を単なる物理的なバリア（障壁）の除去にとどまらず、情報やサービス、人的な支援の分野にも拡大し、すべての人が安心して生活できる社会を目指しています。バリアフリー化を推進するためには、公共施設を含むインフラの整備だけでなく、地域コミュニティにおける「心のバリアフリー」によって、互いに思いやりを持ち、協力し合う姿勢が重要と考えます。また、市民一人ひとりがバリアフリーへの関心を深め、地域全体でバリアを取り除くことで、より豊かで包容力のある社会を築くことができると考えています。

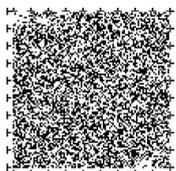
今後も、市民の皆様、関係事業者の皆様のお力添えをいただきながら、ハード・ソフト両面におけるバリアフリー施策の継続的な発展に向け、計画的に取り組んでまいります。

結びに、本基本構想の策定にあたり、ご尽力いただきました「鳥取市移動等円滑化協議会」委員の皆様、まち歩き点検などにご協力いただきました市民の皆様、障がい者団体及び関係者の皆様に対し、心から感謝申し上げます。

令和7年3月

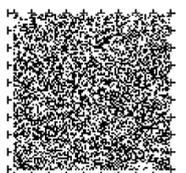
鳥取市長 深澤 義彦

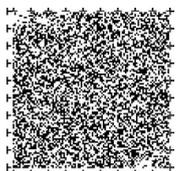




目次

1. 鳥取市基本構想の策定にあたって	1
1.1 策定の背景および目的	1
1.2 バリアフリー基本構想とは	2
1.3 位置づけ	3
1.4 計画期間	4
1.5 検討の進め方	5
2. バリアフリー化の基本理念・基本方針	7
3. 重点整備地区の設定	10
3.1 重点整備地区の位置づけ	10
3.2 重点整備地区の選定	11
3.3 重点整備地区の区域	13
3.4 生活関連施設・生活関連経路の設定	15
4. 特定事業・その他の事業	30
4.1 特定事業の設定の考え方	30
4.2 特定事業の内容	32
5. 基本構想の推進に向けた取り組み	122
6. 用語集	124





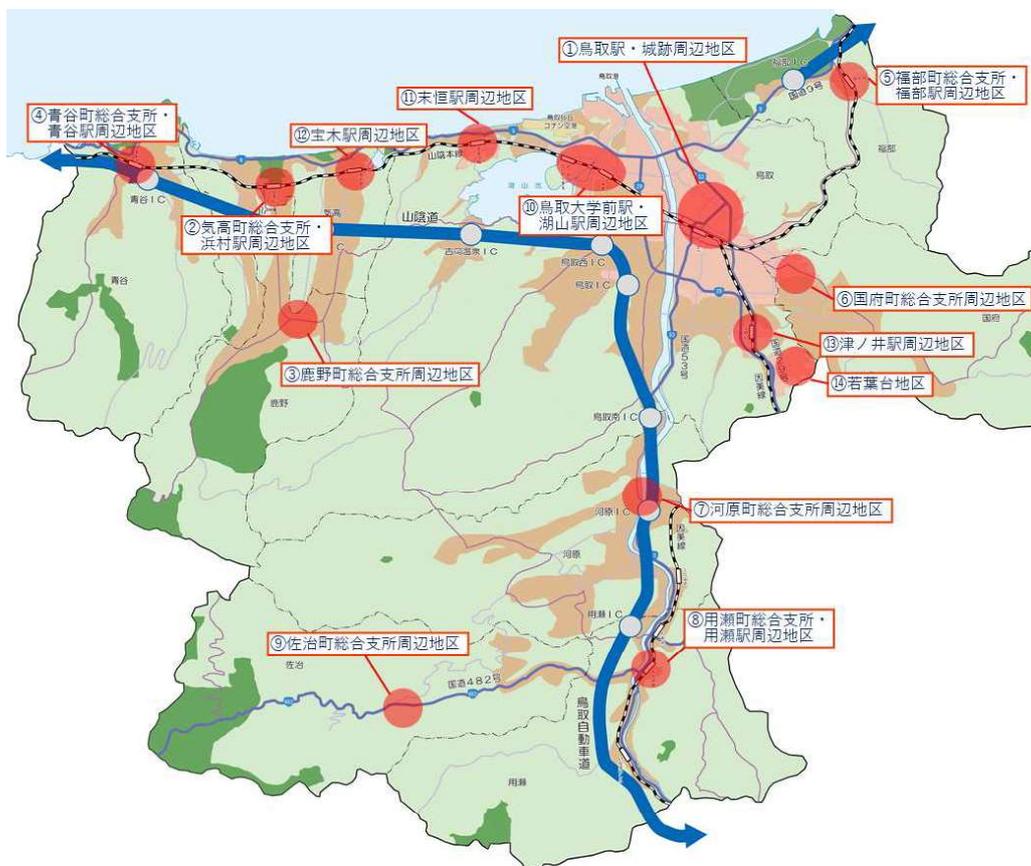
1. 鳥取市バリアフリー基本構想の策定にあたって

1.1 策定の背景および目的

本市では、交通バリアフリー法に基づき、平成14年に「鳥取市交通バリアフリー基本構想」を作成し、主に鳥取駅周辺地区において、高齢者や障がいのある人が歩行による移動経路上の支障を改善するための環境整備を推進してきました。

改正バリアフリー法（平成30年、令和2年）の趣旨を踏まえ、全面的なバリアフリー化の促進に向けた方針を示し、整備地区の見直しや、市全域のバリアフリー化を促進するための「鳥取市バリアフリーマスタープラン」（以下、「マスタープラン」という。）を令和5年3月に策定しました。「マスタープラン」では、面的・一体的なバリアフリー化を促進していく地区（移動等円滑化促進地区）として14地区を設定し、旅客施設、官公庁、郵便局、病院、文化施設、商業施設や公園等の多様な来訪者が多い施設を生活関連施設として位置づけ、生活関連施設に訪れる人の利用頻度が高い経路を生活関連経路として設定しました。

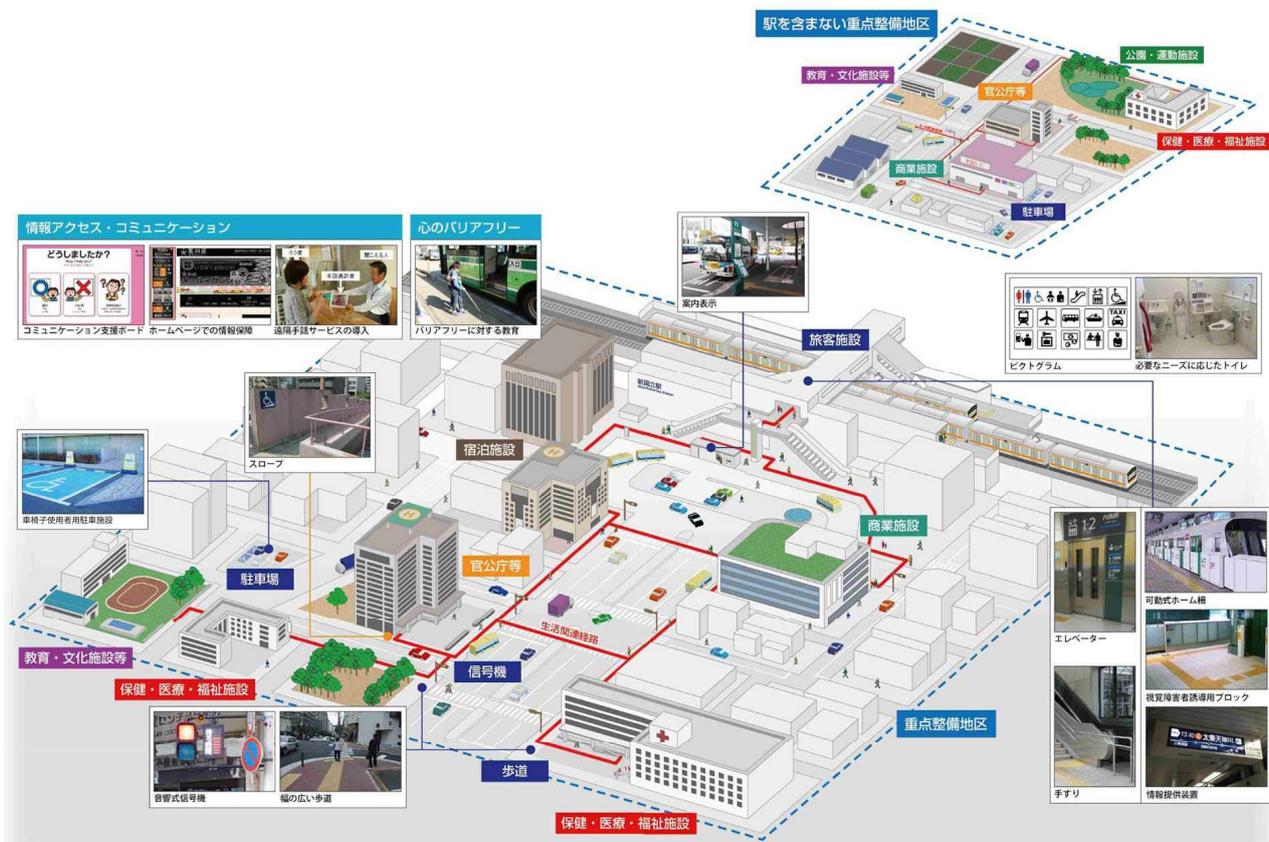
これを受けて、駅・道路・建物などのバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進し、高齢者や障がい者等が移動する際、施設を利用する際の利便性や安全性の向上が図られ、誰もが暮らしやすいまちづくりを行うための計画として「鳥取市バリアフリー基本構想」（以下、「本基本構想」という。）を策定することとしました。



鳥取市バリアフリーマスタープランにおける移動等円滑化促進地区（14地区）

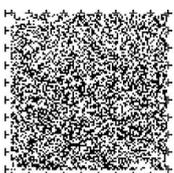
1.2 バリアフリー基本構想とは

バリアフリー基本構想は、旅客施設等を中心とした地区や、高齢者、障がい者等が利用する施設が集まった地区（重点整備地区）を設定し、公共交通機関、建築物、道路、路外駐車場、都市公園、信号機等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するために作成するものであり、既存の施設等のバリアフリー化と、相当数の高齢者、障がい者等が利用する旅客施設、官公庁施設等多様な施設（生活関連施設）を結ぶ経路の面的・一体的なバリアフリー化を図ることを目的とするものです。



出典：移動円滑化等促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン（国土交通省）

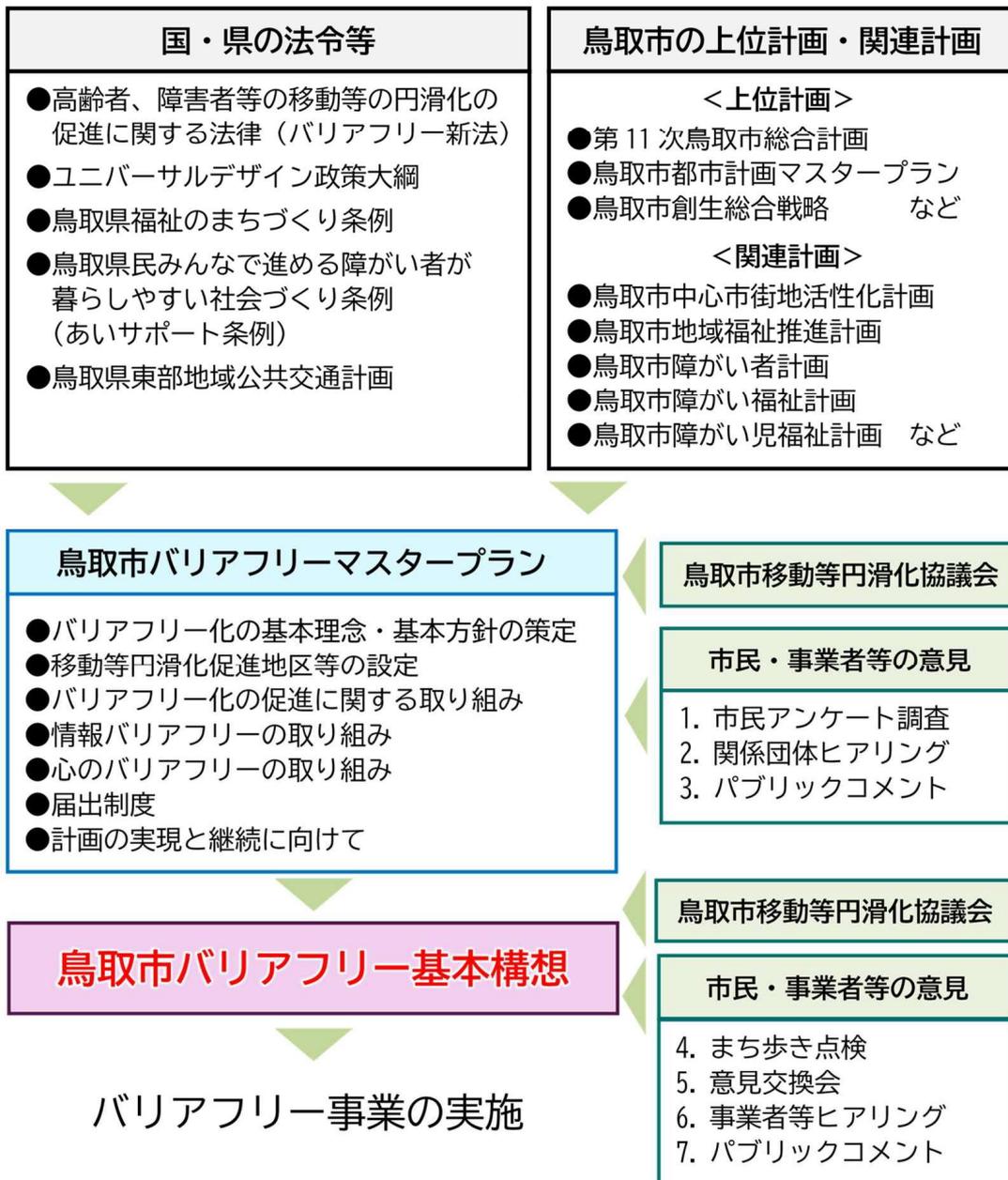
バリアフリー基本構想における重点整備地区のイメージ図



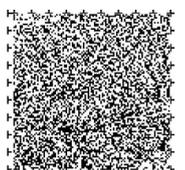
1.3 位置づけ

本基本構想は、令和5年3月に策定した「マスタープラン」を踏まえ、「第11次鳥取市総合計画」、「鳥取市都市計画マスタープラン」、「鳥取市中心市街地活性化基本計画」、「鳥取市地域福祉推進計画」等を上位関連計画として位置づけ、根拠法令や関連計画との連携を踏まえて、重点的かつ一体的にバリアフリー化を図る計画を示すものです。

本基本構想の作成により、「マスタープラン」と同様に本市が目指す方向性を踏まえ、みんなが支えあい誰もが安心・快適に自分らしく過ごせるまちづくりに向けて具体の事業を進めていきます。



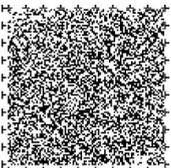
鳥取市バリアフリー基本構想の位置づけ



1.4 計画期間

本基本構想は、令和7年度から令和16年度までの10年間を計画期間とします。その後、毎年、施策の進捗状況の調査を実施しつつ、国の方針やバリアフリーをとりまく動向等を踏まえ概ね5年を目途に見直しを行います。

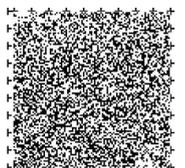
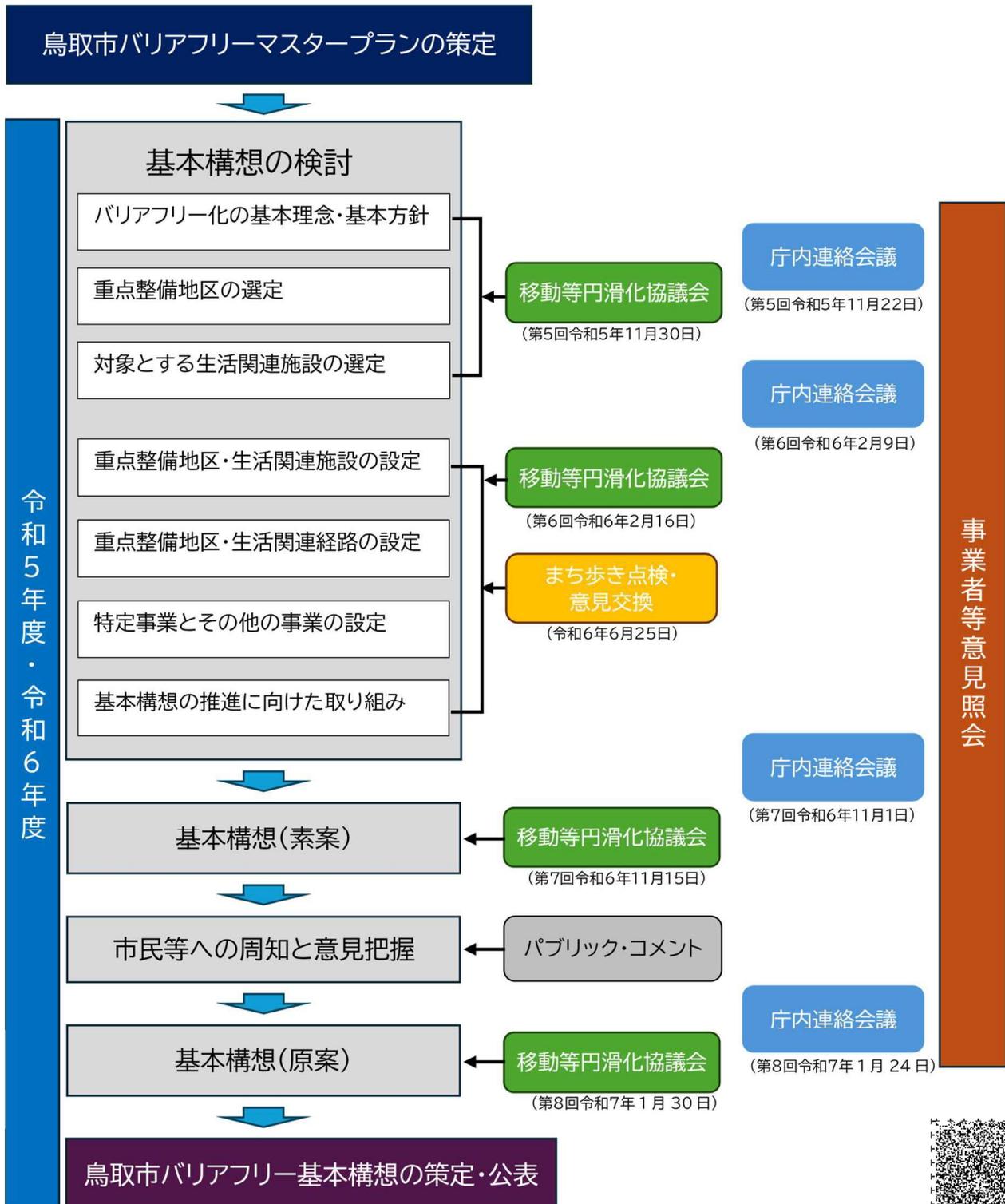
計画期間：令和7（2025）年度～令和16（2034）年度



1.5 検討の進め方

(1) 検討の流れ

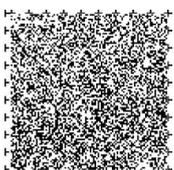
本基本構想の検討は、「マスタープラン」で設定した基本理念・基本方針を踏襲しながら、優先的に整備すべき「重点整備地区」を選定し、地区内の生活関連施設、生活関連経路を設定し、事業者等と意見調整し、整備すべき事業を設定しました。また、まち歩き点検やパブリックコメントにより、市民や高齢者・障がい者の意見を参考に策定しました。



(2) 検討体制

基本構想の策定にあたり、移動等円滑化協議会を中心に、以下の体制で高齢者・障がい者等や施設設置管理者等（公共交通事業者、道路管理者、公園管理者及び建築主等）、広く市民の意見を収集する機会を設けて検討を進めました。

組織・活動	活動目的	参加者の構成
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">市民の意見</p> <p>まち歩き点検・意見交換</p> <p>パブリック・コメント</p>	<p>多様な主体の参画による現地確認・意見交換を行い、バリアフリーに関する課題を把握する。</p>	<p>学識経験者、学生、地元関係者、関係者団体、交通事業者団体、道路管理者、協議会事務局</p>
	<p>基本構想(案)を広く周知し、意見を把握する。</p>	<p>市民等全般</p>
<p>事業者等意見照会</p>	<p>生活関連施設・経路の管理者にバリアフリーに関するヒアリング等を行い、施設等の課題を把握し、特定事業の提案等、事業設定に向けた調整を行う。</p>	<p>施設設置管理者等、行政関係者</p>
<p>市内連絡会議</p>	<p>市内の意見等を集約し、基本構想案を検討する。</p>	<p>都市企画課、障がい福祉課ほか市内関係課19課</p>
<p>移動等円滑化協議会</p>	<p>基本構想に関する協議・調整や合意形成を行う母体。法に基づいて設置。</p>	<p>学識経験者・利用者等関係団体・交通事業者団体・商工又は観光の関係団体、医療関係者、関係行政機関(国、県)、市の関係職員</p>



2. バリアフリー化の基本理念・基本方針

「マスタープラン」では、全市的なバリアフリー化を促進するため、「みんなが支え合い 誰もが安心・快適に自分らしく過ごせるまちづくり」を基本理念として掲げています。本基本構想においても、「マスタープラン」で設定した基本目標を踏襲するものとします。

■基本理念

みんなが支え合い
誰もが安心・快適に自分らしく過ごせるまちづくり

■基本方針

- (1) ユニバーサルデザインに配慮したバリアフリー化の推進
- (2) バリアフリー化の展開
- (3) 緊急性・重要度・実現性等に配慮したバリアフリー化の推進
- (4) 緊急時にも対応可能な情報提供の充実
- (5) 心のバリアフリーの推進



基本方針1：ユニバーサルデザインに配慮したバリアフリー化の推進

「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、身体的状況、年齢、国籍等を問わず、可能な限り全ての人が、人格と個性を尊重され、自由に社会に参画し、いきいきと安全で豊かに暮らせるようなまちづくりを推進します。

基本方針2：バリアフリー化の展開

安心・快適なまちづくりを推進していくために、ユニバーサルデザインの考え方に基づいた整備・取り組みを全市域で展開していきます。

特に旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障がい者等が利用する施設が集まった地区（「重点整備地区」）において、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進していきます。また、施設整備においては、高齢者や障がい者、乳幼児連れ等、多様な利用者の意見を反映していきます。

なお、バリアフリー化を促進するために、交通事業者や民間事業者等への各種補助制度の拡充等を検討します。

バリアフリー化推進の基盤となる公共交通、道路、建築物（施設）、公園・広場の基本的な取組方針は、次のとおりです。

①公共交通のバリアフリー化の基本方針

国の公共交通移動等円滑化基準に基づき、各交通事業者が必要なバリアフリー整備を行うとともに、バスやタクシーにおいては、高齢者や障がい者、乳幼児連れ等が利用しやすい福祉車両の更なる導入を促進します。また、待合環境の整備や交通手段等の情報提供、社員教育の実施による乗務員の接遇・介助水準の向上により快適な移動の確保を推進します。

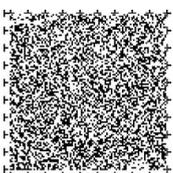
②道路のバリアフリー化の基本方針

車いす使用者を含むすべての歩行者が安全・快適に通行できるよう、道路の改良・修繕、交通安全施設の整備を推進します。

③建築物（施設）のバリアフリー化の基本方針

新築や建替え、増改築時には、鳥取県福祉のまちづくり条例に沿った整備を行うとともに、既存施設においても、可能な限りバリアフリー化を推進します。

すべての人にとって使いやすいユニバーサルデザイン建築物の普及のため、「とっとりUD施設普及推進プログラム」の活用による施設整備を推進します。



④公園・広場のバリアフリー化の基本方針

だれもが安心・快適に公園を利用できるよう、園路の改良やバリアフリートイレの整備を推進します。

基本方針3：緊急性・重要度・実現性等に配慮したバリアフリー化の推進

旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障がい者等が利用する施設が集まった地区（「重点整備地区」）において、公共交通機関・建築物・道路・路外駐車場・都市公園・信号機等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進していきます。

重点整備地区以外でも、施設の改修や道路の改修工事等の機会に併せたバリアフリー整備を実施していきます。

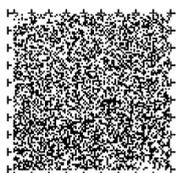
基本方針4：緊急時にも対応可能な情報提供の充実

特に災害発生等の緊急時は、迅速な情報入手が重要であり、だれもが容易に情報を取得できるように、施設管理者による案内板設置や音声案内等の様々な手段での情報提供を推進します。

基本方針5：心のバリアフリーの推進

高齢者や障がい者、乳幼児連れ等が抱える困難さや不自由さを市民一人ひとりが理解し、互いに尊重し、支え合う心を育むため、社会全体でバリアフリー教育の充実や啓発・広報活動を推進します。

また、障がい者等と円滑に意思疎通を図るために、コミュニケーションツールの導入や手話通訳者・要約筆記者等の支援者の養成・派遣を推進していきます。



3. 重点整備地区の設定

3.1 重点整備地区の位置づけ

重点整備地区は、「マスタープラン」で位置づけた移動等円滑化促進地区のうち、旅客施設・建築物・道路・都市公園・信号機等について重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進する地区のことです。

バリアフリー法において重点整備地区の要件は、以下のように定められています。

重点整備地区の要件

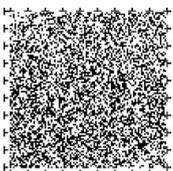
- ① 生活関連施設があり、かつ、それらの間の移動が通常徒歩で行われる地区
- ② 生活関連施設及び生活関連経路についてバリアフリー化事業が特に必要な地区
- ③ バリアフリー化の事業を重点的・一体的に行うことが、総合的な都市機能の増進を図るうえで有効かつ適切な地区

出典：移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン（国土交通省）



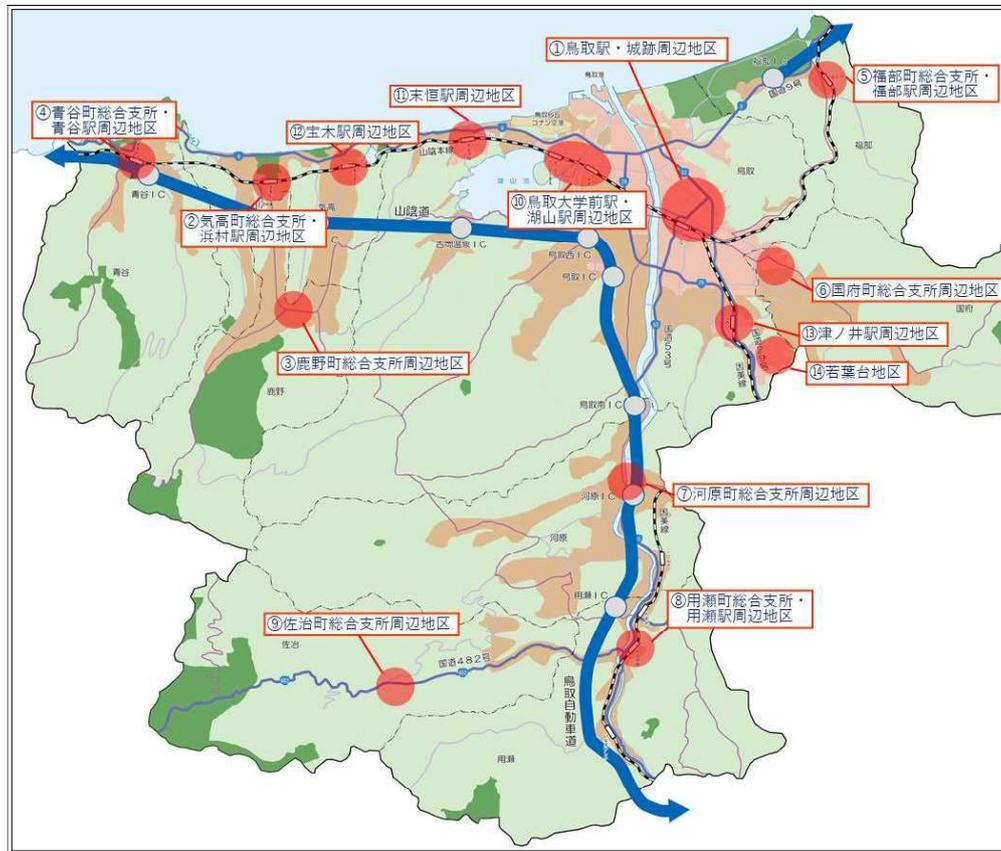
出典：移動円滑化等促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン（国土交通省）
※ 一部加工

重点整備地区のイメージ図



3.2 重点整備地区の選定

優先的にバリアフリーを推進する重点整備地区を選定するため、移動等円滑化促進地区に位置づけた14地区について、「人口の集積度」、「公共交通の利便性」、「都市機能の集積度」の3つの評価視点に基づき比較を行いました。

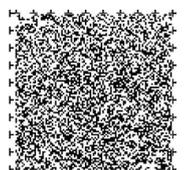


■移動等円滑化促進地区（14地区）

①	鳥取駅・城跡周辺地区	⑧	用瀬町総合支所・用瀬駅周辺地区
②	気高町総合支所・浜村駅周辺地区	⑨	佐治町総合支所周辺地区
③	鹿野町総合支所周辺地区	⑩	鳥取大学前駅・湖山駅周辺地区
④	青谷町総合支所・青谷駅周辺地区	⑪	末恒駅周辺地区
⑤	福部町総合支所・福部駅周辺地区	⑫	宝木駅周辺地区
⑥	国府町総合支所周辺地区	⑬	津ノ井駅周辺地区
⑦	河原町総合支所周辺地区	⑭	若葉台地区

移動等円滑化促進地区

出典：鳥取市バリアフリーマスタープラン



その結果として、3つの評価視点のすべてを満たすなどの条件を踏まえて、鳥取駅・城跡周辺地区、鳥取大学前駅・湖山駅周辺地区の2つの移動等円滑化促進地区を優先的にバリアフリーを推進する地区として選定しました。

なお、選定された地区内でバリアフリー化の重点整備を行う区域を重点整備地区として位置づけます。

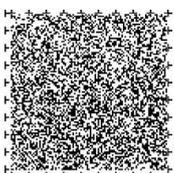
そのほか12の移動等円滑化促進地区については、計画の見直し時に、重点整備地区として位置づけることを検討します。

3つの評価指標に基づいた比較結果

評価の視点	評価指標	移動等円滑化促進地区				
		①鳥取駅・城跡周辺地区	②気高町総合支所・浜村駅周辺地区	③鹿野町総合支所周辺地区	④青谷町総合支所・青谷駅周辺地区	⑤福部超総合支所・福部駅周辺地区
I. 人口の集積度が高い	● DID区域内または人口密度40人/ha以上であるか	DID区域内 38.4人/ha	DID区域外 15.7人/ha	DID区域外 10.5人/ha	DID区域外 11.6人/ha	DID区域外 3.7人/ha
II. 公共交通の利便性が高い	● 1日平均乗降客数が3,000人以上の鉄道駅があるか	あり (10,370人/日)	なし (928人/日)	なし (鉄道駅なし)	なし (976人/日)	なし (150人/日)
	● ピーク時運行本数が片道3本/h以上のバス停があるか	あり (12箇所)	あり (1箇所)	あり (4箇所)	あり (5箇所)	なし
III. 都市機能の集積度が高い	● 3種類以上の都市機能があるか	あり (9機能/9機能中)	あり (6機能/9機能中)	あり (8機能/9機能中)	あり (8機能/9機能中)	あり (5機能/9機能中)

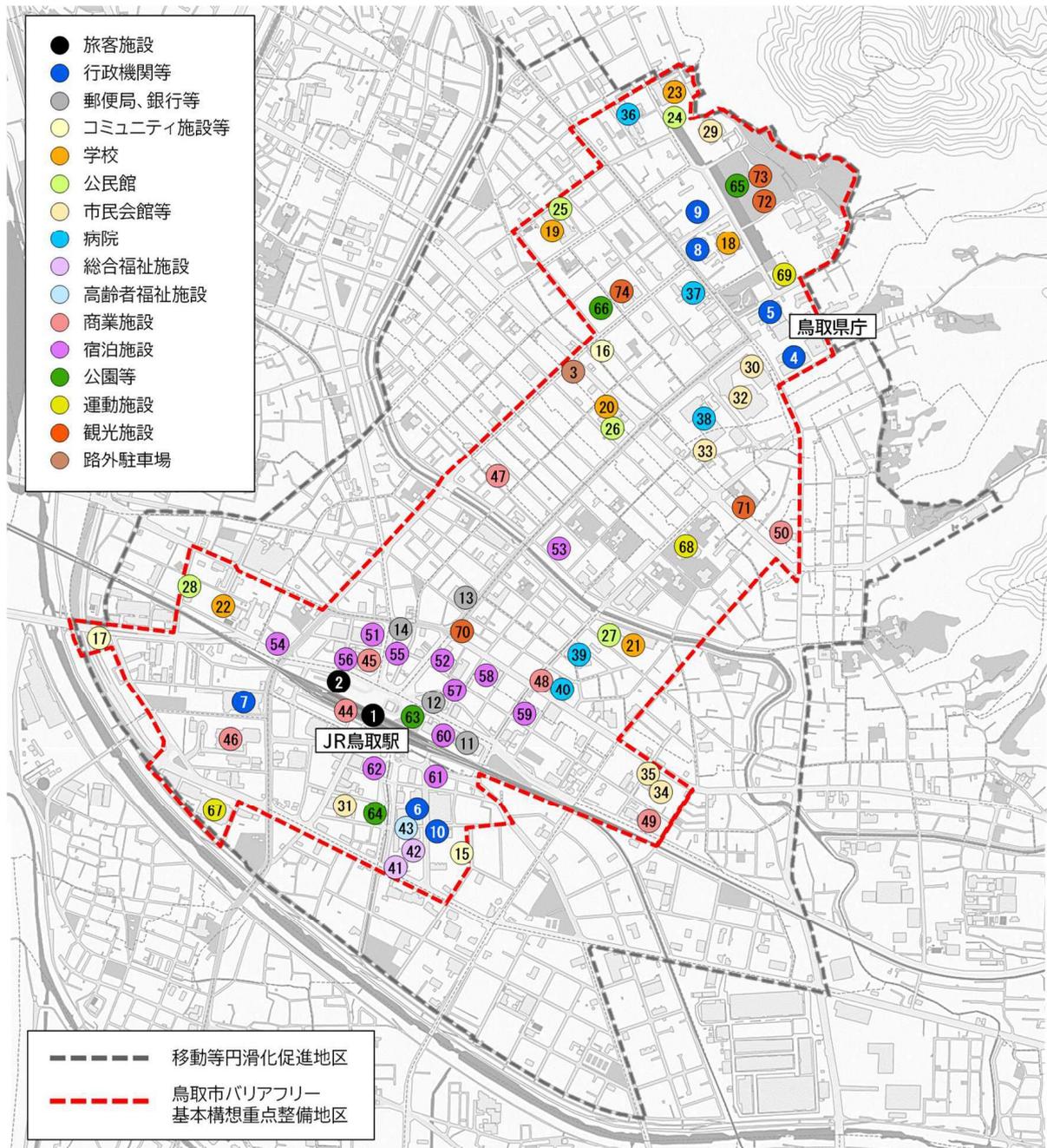
評価の視点	評価指標	移動等円滑化促進地区				
		⑥国府町総合支所周辺地区	⑦河原町総合支所周辺地区	⑧用瀬町総合支所・用瀬駅周辺地区	⑨佐治町総合支所周辺地区	⑩鳥取大学前駅・湖山駅周辺地区
I. 人口の集積度が高い	● DID区域内または人口密度40人/ha以上であるか	DID区域内 38.1人/ha	DID区域外 7.2人/ha	DID区域外 7.8人/ha	DID区域外 0.7人/ha	DID区域内 53.1人/ha
II. 公共交通の利便性が高い	● 1日平均乗降客数が3,000人以上の鉄道駅があるか	なし (鉄道駅なし)	なし (鉄道駅なし)	なし (166人/日)	なし (鉄道駅なし)	あり (3,858人/日)
	● ピーク時運行本数が片道3本/h以上のバス停があるか	あり (3箇所)	あり (3箇所)	あり (2箇所)	なし	あり (4箇所)
III. 都市機能の集積度が高い	● 3種類以上の都市機能があるか	あり (7機能/9機能中)	あり (8機能/9機能中)	あり (8機能/9機能中)	あり (6機能/9機能中)	あり (7機能/9機能中)

評価の視点	評価指標	移動等円滑化促進地区			
		⑪末恒駅周辺地区	⑫宝木駅周辺地区	⑬津ノ井駅周辺地区	⑭若葉台周辺地区
I. 人口の集積度が高い	● DID区域内または人口密度40人/ha以上であるか	DID区域外 28.2人/ha	DID区域外 7.0人/ha	DID区域外 31.6人/ha	DID区域外 26.7人/ha
II. 公共交通の利便性が高い	● 1日平均乗降客数が3,000人以上の鉄道駅があるか	なし (972人/日)	なし (298人/日)	なし (1,156人/日)	なし (鉄道駅なし)
	● ピーク時運行本数が片道3本/h以上のバス停があるか	あり (1箇所)	なし	あり (2箇所)	あり (1箇所)
III. 都市機能の集積度が高い	● 3種類以上の都市機能があるか	あり (7機能/9機能中)	あり (4機能/9機能中)	あり (7機能/9機能中)	あり (6機能/9機能中)

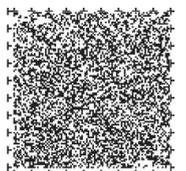


3.3 重点整備地区の区域

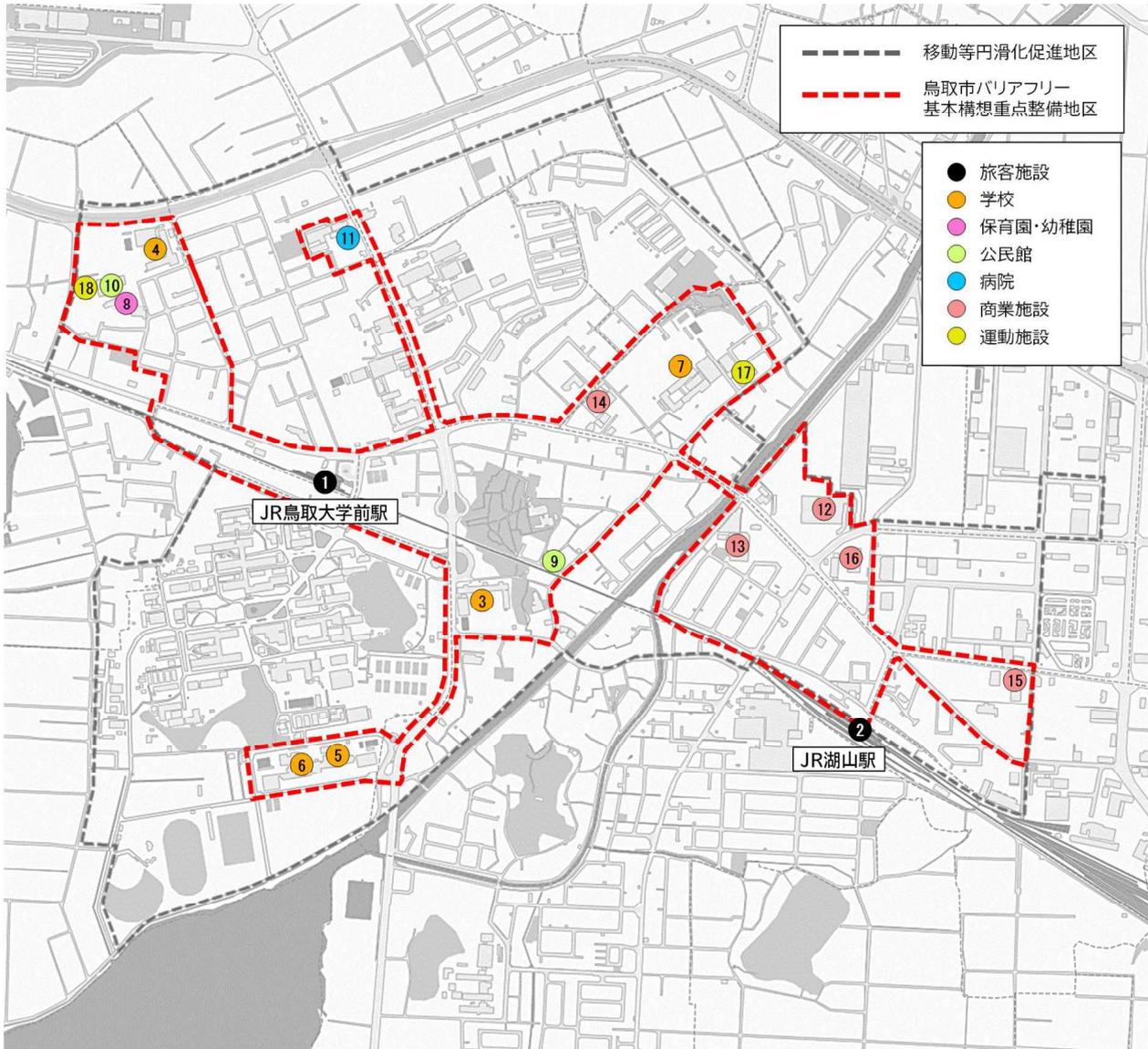
「鳥取駅・城跡周辺地区」、「鳥取大学前駅・湖山駅周辺地区」の2地区について、「3.4 生活関連施設・生活関連経路の設定」で選定した生活関連施設を包含する範囲で、重点整備地区の区域を設定しました。



重点整備地区（鳥取駅・城跡周辺地区）



3. 重点整備地区の設定



重点整備地区（鳥取大学前駅・湖山駅周辺地区）

